

厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして
九州厚生局・鹿児島県知事に届けた事項

・地域一般入院料 3	(一般入院	第 3 1 8 号	令和	6 年	6 月	1 日受理)
・地域包括ケア病棟入院料 1 (3 3 床)	(地包ケア 1	第 2 4 号	令和	6 年	6 月	1 日受理)
・看護補助加算 1 (地域一般)	(看補	第 3 1 8 号	令和	6 年	6 月	1 日受理)
・看護配置加算 (地域一般)	(看配	第 3 1 8 号	令和	6 年	6 月	1 日受理)
・認知症ケア加算 3	(認ケア	第 3 0 号	令和	2 年	4 月	1 日受理)
・重症者等療養環境特別加算 (個室)	(重	第 4 6 2 号	平成 1 7 年	1 0 月		1 日受理)
・療養病棟療養環境加算 2	(療	第 1 3 4 号	令和	6 年	6 月	1 日受理)
・身体的拘束最小化推進体制加算	(拘束小	第 3 2 号	令和	8 年	6 月	1 日受理)
・脳血管疾患等リハビリテーション (I)	(脳 I	第 1 0 3 号	平成 2 8 年	7 月		1 日受理)
・運動器リハビリテーション (I)	(運 I	第 1 号	平成 2 4 年	6 月		1 日受理)
・呼吸器リハビリテーション (I)	(呼 I	第 1 2 2 号	平成 2 8 年	1 2 月		1 日受理)
・がん患者リハビリテーション料	(がんリハ	第 8 5 号	令和	7 年	1 1 月	1 日受理)
・がん治療連携指導料	(がん指	第 2 6 9 号	平成 2 5 年	1 月		1 日受理)
・救急医療管理加算	(救急医療	第 1 1 7 号	令和	7 年	8 月	1 日受理)
・救急外来医学管理料 3	(救外 3	第 4 1 号	令和	8 年	6 月	1 日受理)
・CT 撮影及びMR I 撮影	(C・M	第 2 8 0 号	平成 2 4 年	4 月		1 日受理)
・入院時食事療養 (1)	(食	第 4 6 8 号	平成 1 7 年	1 0 月		1 日受理)
当院では、入院時食事療養 (1) の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時 (朝 8 : 0 0 昼 1 2 : 0 0 タ 1 8 : 0 0)、適温で提供しています。						
・初診料の注 12 に掲げる機能強化加算	(機能強化	第 4 7 6 号	令和	8 年	6 月	1 日受理)
・情報通信機器を用いた診療に係る基準	(情報通信	第 1 1 1 号	令和	5 年	1 0 月	1 日受理)
・電子的診療情報連携体制整備加算 2	(入医DX 2	第 9 2 号	令和	8 年	6 月	1 日受理)
・電子的診療情報連携体制整備加算 3	(外医DX 3	第 3 8 4 号	令和	8 年	6 月	1 日受理)
・診療録管理体制加算 2	(診療録 2	第 9 2 号	平成 2 9 年	2 月		1 日受理)
・データ提出加算	(データ提	第 1 0 0 号	平成 3 0 年	4 月		1 日受理)
・別添 1 の「第 1 4 の 2」の 1 の (1) に規定する在宅療養支援病院	(支援病 1	第 3 8 号	令和	8 年	6 月	1 日受理)
・在宅時医学総合管理料及び施設入居時医学総合管理料	(在医総管 1	第 4 5 9 号	平成 2 2 年	3 月		1 日受理)
・外来・在宅ベースアップ評価料 (I) の注 5	(外在ベ I 注	第 6 8 5 号	令和	8 年	6 月	1 日受理)
・入院ベースアップ評価料 5 4	(入ベ 5 4	第 8 号	令和	8 年	6 月	1 日受理)
・継続的に賃上げに係る取組を実施している保険医療機関の基準	(入減免	第 2 4 6 号	令和	8 年	6 月	1 日受理)

※当院は、入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制、意思決定支援及び身体拘束の最小化についての基準を満たしております。

令和 8 年 6 月 有馬病院 院長